

移動等円滑化取組計画書

令和6年5月29日

住 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北2番地の12  
事業者名 関西空港交通株式会社  
代表者名 取締役社長 河合 潤二

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

・現在運用中のバリアフリー車<エレベーター(EV)付きリムジンバス1両>のさらなる導入を今後促進していきます。しかしながら、現状はインバウンド旅客増加の波を受け、長年に渡る新型コロナウイルス禍による収益悪化を回復させるべく、現有資材・労力で旅客ニーズに沿った対応をすべく注力を注いでいる状況下、旅客施設及び車両等の整備に関する事項における中長期的な対応は現時点では困難な状況です。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

・インバウンド旅客は増加していますが、円安の影響からアウトバウンド旅客の動向が鈍い状況下、引き続き、バリアフリー車の利用(車椅子での乗車)もまだ少ないと予測します。しかしながら、今後の「いぎ乗車」との際に現場において混乱が生じないように、担当者の教育を引き続きおこないます。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
EV付きリムジンバス	既存車両の運用を最優先させることから、当該車両の増強計画は引き続き順延します。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
EV付き車両を運行する路線	車いすの旅客がEV付きバスを利用する際の一連の体制(予約、手配方法、現場取扱い運用)のマニュアルを利用し、乗務員を含む職員への再周知をおこなう。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リムジンバス(E V付き車両含)を運行する路線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手助けが必要な旅客がリムジンバス車両への乗降時に、バス乗務員・のりば係員等が可能な範囲で支援(手助け)をおこなう。</li> <li>・車いすの旅客がE V付きバスへの乗降時に、バス乗務員・のりば係員等がE V装置を作動し、支援(手助け)をおこなう。</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リムジンバス(E V付き車両含)を運行する路線	当社ホームページを利用した情報提供を基本とします。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	新たに雇入れた乗務員の教習時や全乗務員の小グループ活動(=班別活動)時に、手助けが必要な旅客がリムジンバス車両への乗降時の対応(可能な範囲で支援・手助けをおこなう)を教育する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リムジンバス(E V付き車両含)を運行する路線	座席の一部を優先席として、案内やヘルプマークを掲示し周知をおこなう。乗務員を含む関係者に改めて優先席の必要性についての教育をおこなう。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・自社ホームページや電話で寄せられる苦情・利用者意見等を集約し、自社内での共有、運輸行政・関係各社(関西エアポート等)・共同運行バス会社とも連携し、自社としての取組改善に活用・反映させる。</li> <li>・スマートフォン用アプリケーションソフトの情報掲載画面(ミライロ I D)の呈示による運賃の割引施策の関係者への再周知をおこなう。(引き続き、手帳呈示による確認も継続する)</li> </ul>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
記載なし		

V 計画書の公表方法

自社ホームページにて公表します。
------------------

VI その他計画に関連する事項

記載なし
------

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。